

豊橋市住民監査請求事務取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する住民監査請求（以下「請求」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（請求の方法）

第2条 請求は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第13条又は第17条の14に規定する様式により、豊橋市監査委員（以下「監査委員」という。）に提出して行わなければならない。

2 請求書の提出方法は、持参又は郵送によるものとする。

（請求書の受付）

第3条 前条第1項の規定により請求書が提出されたときは、監査委員事務局（以下「事務局」という。）において、当該請求書の記載事項及び添付書類について確認を行い、請求要件に形式的な不備があるときは補正を求めるものとする。

2 前項の補正については、持参により請求書が提出された場合は、その場で求めるものとし、その場での補正が困難な場合及び郵送により請求書が提出された場合は、請求書の再提出を求めるものとする。

（請求の取下げ）

第4条 請求人は、請求の全部又は一部を取り下げる場合においては、書面で行わなければならない。

（要件審査の補助）

第5条 請求書を受け付けたときは、事務局において、監査委員による要件審査を補助するため、あらかじめ次の確認を行うものとする。

（1）請求人について法第242条第1項の住民であることの住民票又は登記事項証明書による確認

（2）請求の内容審査に係る事実関係の確認

2 事務局は、前項の確認で、請求人が住民であることが確認できない場合又は事実関係の確認ができない場合は、請求人に対して、その確認ができる書類の提出を求めることができるものとする。

（要件審査）

第6条 監査委員は、請求が法令に定める要件を満たしているかどうかを審査し、要件を満たしていると認められるときは、適法な請求として受理の決定

をし、要件を満たしているとは認められないときは、不適法な請求として却下の決定をするものとする。

- 2 監査委員は、受理の決定をしたときは、法第242条第1項の請求に係る市長その他の執行機関又は職員（以下「関係執行機関等」という。）及び請求人に対して、受理した旨を書面により通知するものとする。
- 3 監査委員は、受理の決定をした請求について、法第242条第4項に規定する停止（以下「暫定的停止」という。）の適否を審査し、暫定的停止を行うことが適当と認めたときは、暫定的停止の勧告を行うものとする。
- 4 監査委員は、受理の決定をした請求が法第252条の43第1項の規定による個別外部監査契約に基づく監査（以下「個別外部監査」という。）を求めている場合は、個別外部監査によることが相当であるかどうかを審査するものとする。
- 5 監査委員は、前項の審査で個別外部監査によることが相当と認めるときは、個別外部監査によることを決定し、法第252条の43第2項の規定により、市長及び請求人に対しそれぞれ通知するものとする。この場合において、個別外部監査によることが相当でないと認めるときは、第9条第1項各号の規定による通知にその理由を記載するものとする。

（監査の実施）

第7条 監査は、監査の対象となる機関又は職員からの事情聴取、関係書類の確認、閲覧及び照合等の方法により行うものとする。

- 2 監査委員は、必要があると認めるときは、法第199条第8項の規定に基づく関係人についての調査等を行うものとする。

（監査結果の決定）

第8条 監査委員は、監査を終了したとき又は個別外部監査人から個別外部監査の結果に関する報告を受けたときは、合議により監査結果の決定を行うものとする。

（監査結果等の通知及び公表）

第9条 監査委員は、前条の監査結果の決定に従い、次のとおり処理するものとする。

- (1) 請求に理由があると認めるときは、議会又は関係執行機関等に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、公表するものとする。
 - (2) 請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人及び関係執行機関等に通知し、公表するものとする。
- 2 監査委員は、第6条第3項の規定により暫定的停止の勧告を行う場合は、法第242条第4項の規定により、理由を付して関係執行機関等に勧告し、勧告の内容を請求人に対して通知し、公表するものとする。

(措置結果に係る通知等)

第10条 監査委員は、前条第1項第1号の規定による勧告を受けた議会又は関係執行機関等から措置結果に関する通知があったときは、請求人に当該通知に係る事項を通知し、公表するものとする。

(共同請求)

第11条 複数の請求人から同一内容の請求があった場合、事務局は、その代表者を定めるよう求めることができるものとする。

2 代表者が定められた場合においては、請求人に対する通知等は、代表者を通じて行うものとする。

(その他)

第12条 この要領により定めるもののほか、必要な事項は監査委員が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。